

児童相談所移管に関する検討状況等について

改正児童福祉法により、特別区が児童相談所を設置することが可能となり、国は、施行後 5 年以内を目途として設置に向けた支援や必要な措置を講ずることとしている。

本区においても、早期設置に向け、以下のとおり検討・準備を行っていく。

1 検討体制

児童相談所の移管に向けて、課題の抽出及び整理並びに具体的実施方法等について検討を行うため、文京区児童相談所移管検討委員会（以下、「検討委員会」という。）を設置するとともに、専門事項については、別途部会を設置し調査・検討することとした。

2 主な課題の検討状況

(1) 施設整備

旧合同宿舎小石川住宅跡地（小石川 3 丁目）の取得に向け、国と協議の上、児童相談所・一時保護所の整備を進める。

(2) 専門職の確保・育成

福祉職及び心理職については、計画的な採用を行うとともに、東京都児童相談所への派遣等を行いながら専門スキルの向上を図る。

(3) 児童相談所設置市事務の運営方法

検討委員会において、所管の確認や実施方法及び課題について、検討を行うとともに、今後の都区協議の状況を踏まえ、さらに具体的な検討を進めていく。

3 スケジュール（予定）

平成 29 年度に既存施設の解体工事を行うとともに、平成 33 年度設置を目途に、検討・準備を進めていく。

全体の工程については、今後予定されている都区協議を踏まえ順次検討していく。